

社内交通事故防止研修会・セミナー助成金交付要綱

令和8年4月1日制定
一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」とする)の会員事業者(以下「会員」とする)が、従業員を対象とした交通事故防止に係る研修会やセミナーを開催する場合において、交通事故防止に精通した講師を依頼した講演費用の一部を助成し、社内交通事故防止啓発を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、会員が埼玉県内において従業員を対象とした研修会やセミナーを開催する場合に交通事故防止に精通した講演実績を有する講師を依頼した講演費用を助成対象とする。

2 前項の場合において、複数の会員が合同で開催する場合においては、開催を主催した会員1社を助成対象とする。なお、ブロック協議会、支部主催の場合は本要綱の助成対象とはしない。

3 受講する従業員は埼玉県内の従業員を対象とするが、他県の従業員が含まれることを拒むものではない。

(対象期間)

第3条 助成対象期間は、令和8年4月1日から令和9年2月末日までの間に研修会やセミナーを開催し、支払いが完了したものとする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、依頼した講師の講演費用とし、上限額は10万円(千円未満切り捨て)とする。

なお、助成金の交付は1会員年度1回を上限とし、予算に達した場合は、その時点で終了とする。

2 前項の講演費用は税抜きとし、交通費、宿泊費、飲食費は対象外とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、「社内交通事故防止研修会・セミナー助成金申請書」により令和9年3月5日までに協会へ提出するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、会員に対して助成金を交付する。

(その他の必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会がこれを定める。

(附則)本要綱は、令和8年4月1日より適用する。